

ウクライナ情勢に係る農業者の肥料コストを減らすための無料土壌診断を実施します

ウクライナ情勢に伴う原料供給の減少により、化学肥料の価格が更に上昇することが懸念されています。

このたび、東京都では、化学肥料の価格高騰に伴う経営コストの上昇を抑えるため、土壌診断結果に応じた肥料の適切な使用を推進します。ついては、希望する農業者に対して土壌診断を無料で実施します。

1 対象とする農業者

都内に住所を有し、生産した農産物を販売する農業者のうち、土壌診断を希望する者

2 概要

- (1) 農業者が採取した農地の土壌に含まれる肥料養分の量を把握するため、都は、診断機関に依頼して土壌診断を実施します。
- (2) 診断結果に基づき、都の農業改良普及センター等が土壌に適した肥料の種類や作物ごとの使用量などを助言・指導し、肥料の購入量を減らすことでコストを削減します。

3 費用 **無料** (ただし、土壌を土壌診断機関に送付する際の送料はご負担願います。)

4 申込方法

土壌診断の実施を希望する農業者は、3月11日(金)から3月18日(金)までに、電子申請又はFAXにより申込んでください。

なお、申込件数が予定件数に到達した場合は、その時点で申込みを締め切ります。

・電子申請の場合

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1646264557651>

・FAXの場合

東京都農業振興事務所振興課農業環境担当 (042) 548-4871



※土壌診断の具体的な流れは別添①、②参照



<問合せ先>

産業労働局 農林水産部 食料安全課
直通(03)5320-4834

<申込先>

産業労働局 農業振興事務所 振興課
直通(042)548-5052

(農業者への案内資料)

緊急対策

肥料コスト低減のため、 土壌診断を実施します！！

ウクライナ情勢に伴う原料供給の減少により、化学肥料の価格が更に上昇することが懸念されています。

土壌診断に基づく適切な施肥量を把握し、施肥することで、肥料コストの低減が図られることから、東京都では、希望する農業者に、**土壌診断を無料で実施**します。

- ・対象者：都内に住所を有し、生産した農産物を販売する農業者
- ・申込方法：電子申請又はFAX
- ※ 苗床、培養土、プランター等の用土はご遠慮ください。
- ・分析項目：pH、EC、交換性石灰・苦土・カリ、可給態リン酸
- ・費用：無料（診断機関(委託事業者)に検体を提出する**送料はご負担願います**）

<実施の流れ>

①申込み

申込期間：令和4年3月11日（金）～18日（金）正午
申込先：東京都農業振興事務所（連絡先は裏面）

※診断予定件数に到達した場合は、早めに申込みを締め切ることがあります。

②連絡

東京都（農業振興事務所）から、申込者に検体提出方法について連絡します（採土方法、検体提出先等）。

③検体提出

申込者が検体を診断機関（委託事業者）に提出します。
検体提出締切：令和4年3月23日（水）
※検体は、乾かし、ふるいにかけてからご提出願います。

④土壌診断

診断機関（委託事業者）にて、土壌診断

⑤結果返却

直接、診断機関より結果を申込者へ返却します。
（結果についてのご相談等がある場合は、お近くのJAや農業改良普及センターにお尋ね下さい。）



土壌診断 申込書

申込方法：電子申請またはFAX

電子申請：右のQRコードからお申し込みください

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1646264557651>



FAX：(042)548-4871 農業環境担当 宛
本申込書をご提出ください。

申込期間：令和4年3月11日(金)～3月18日(金)正午

※ 診断予定件数に到達した場合は、早めに申込を締め切ることがあります

お名前	
ご住所	
電話番号	
メールアドレス	
検体件数	
認証・認定状況 (任意)	<input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 東京エコ認証 <input type="checkbox"/> 東京都GAP <input type="checkbox"/> その他()

以下をご確認していただき、該当する場合は、右の□にチェックをお願いします。

- ① 都内の農業者であり、生産した農産物を販売しています。
- ② 都が指定する診断機関に申込内容を提供することに同意します。
- ※ 該当しない(チェックがない)場合は、申込みができません。
※ 申込情報は本目的以外には利用しません。

申込先 東京都農業振興事務所 振興課 農業環境担当
〒190-0022 立川市錦町3-12-11
TEL：(042)548-5052 FAX：(042)548-4871
E-mail：nougyo-kankyo@section.metro.tokyo.jp

問合せ 産業労働局 農林水産部 食料安全課 生産環境担当
TEL：(03)5320-4834



令和3年度 東京都土壌診断受付票

申込者氏名	様		
受付番号		診断件数	件

- 裏面「土壌診断用検体の採り方」を参考に、土壌を採取してください。
- 同封の「土採取袋」には、**受付番号**が既に記載されています。土壌を入れる前に、袋下側の記載事項（右図の赤枠：採取日、氏名、住所、地番、作物名、露地栽培もしくは施設栽培の区別、作物の生育状況）をご記入ください。
 - ※ 診断件数が複数の場合は「**受付番号-検体番号**」となります（例：2-1、2-2など）。検体ごとの通し番号順は、ご自身で決めてください。
- 採取した土壌は、日陰で乾かし、「ふるい」にかけてから、「土採取袋」に入れ（番号、記載事項をよくご確認ください）、下記の宛先まで送付願います。



【提出期限】 **令和4年3月23日（水）**

【提出先】

〒216-0012
 神奈川県川崎市宮前区水沢1-1-1
 株式会社ベジテック 理化学分析センター
「東京都土壌在中、受付番号〇〇番」
 (TEL : 044-750-8921)

<留意点>

- ① 宛先に、「**東京都土壌在中、受付番号〇〇番**」と**朱書き**してください。
- ② 申し訳ございませんが、送料はご負担願います。

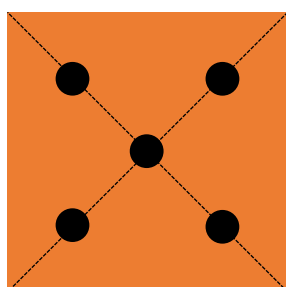
【問合せ先】

東京都農業振興事務所
 振興課 農業環境担当
 〒190-0022 立川市錦町3-12-11 3F
 TEL : 042-548-5052 FAX : 042-548-4871
 Email : nougyo-kankyo@section.metro.tokyo.jp

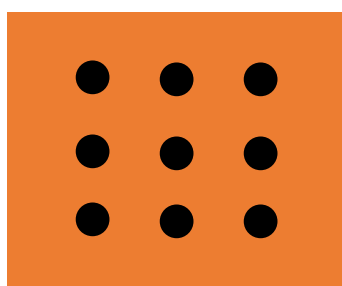
土壌診断用の検体の採り方

1 採取場所について

- 畑を代表できるように、数か所から土壌を採取します (図1 参照)。
- 果樹園では数本の木を選び、それぞれの樹冠端下から数か所ずつ採取します (図2 参照)。



10 a 以下の畑は、
5か所を目安に採取



面積の大きい畑では、
採取地点を増やす

図1 畑での土壌の採取場所

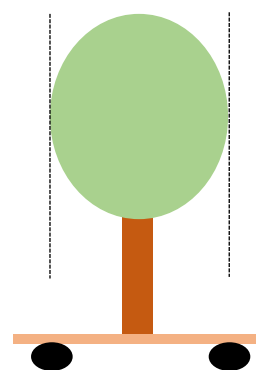
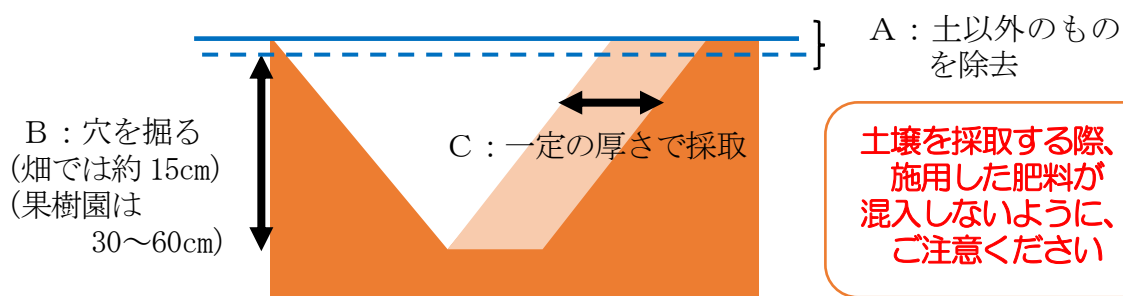


図2 果樹園では、樹冠端下の
土壌を採取

2 採取の深さ

- 土以外のもの (表面のゴミ、石、収穫残さ、落ちた枝など) を取り除き (A)、
上層から主要根郡域の深さまでを均一に採取します (B, C)。
- 畑では 15cm 程度の深さまで採取 します。
- 果樹園では、栽培している種類によって異なりますが、30~60cm の深さまで採取 します。
- 採取した土壌をよく混和し、土壌診断用の検体とします。



3 採取後の処理

- 採取した土壌は、日陰で乾かし、大きな土の塊がある場合は指で軽くつぶしてから、「ふるい」にかけます (ふるいの目開きは2mm 程度を推奨します)。
- 土壌 100g 程度 (お茶碗1杯程度) を「土採取袋」に入れ、送付します。
 - ※ 送料はご負担願います。
 - ※ 土採取袋の上からポリ袋をかけるなど、検体のこぼれや検体同士が混じり合わないようにご留意ください。